

関東学院大学ハラスメント防止委員会規程

(2008年6月26日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、関東学院大学ハラスメント防止規程（以下「防止規程」という。）第6条に基づいて設置されるハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）の運営について定める。

(運営)

第2条 委員会は構成委員の3分の2の出席をもって成立し、議事は構成委員の過半数をもって議決する。

2 委員会は、1名の副委員長を互選する。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 委員長は、必要あるときは、委員会の審議経過を学長に報告し、学長と協議しなければならない。

5 委員会は、必要あるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

6 委員会は、必要あるときは、学外の専門家の意見を徴することができる。

(申立てに対する開始手続き)

第3条 ハラスメント問題の申立てがなされた場合には、委員会はその申立てが適切であるか否かを判断し、不適切と認めるときはその申立てを受理せず、適切と認めるときにはこれを受理して手続きを開始する。

2 前項の適切性判断のため、委員会は必要に応じて申立人へ補充資料の要求又は事情を聴取することができる。

3 第1項において受理された申立てについて、委員会は被申立人に申立てがあったことを知らせ、必要に応じて申立人及び被申立人の双方（以下「当事者」という。）から事情を聴取し、事実関係に関する当事者双方の主張の一致・不一致について確認を行う。

4 申立人が前項又は前2項の事情聴取等に協力しなかった場合には、委員会はその申立てを不適切又は取り下げたと認めることができる。

(通知)

第4条 委員会は、通知の申立てが事案の解決及び将来の防止のために適当であると判断した場合には、被申立人に対して申立人の苦情等を通知する。

(ハラスメント調停委員会)

第5条 調停の申立ての場合には、委員会は、被申立人の同意を得て、ハラスメント調停委員会を設置する。

(ハラスメント調査委員会)

第6条 調査及びそれに基づくハラスメント認定の申立ての場合には、委員会は、当該申立てに係る調査のために、ハラスメント調査委員会を設置する。

2 被害の程度が重大である可能性が高く、大学としての対応が必要と判断した場合には、「調査及びそれに基づくハラスメント認定」の申立てがなくても、委員会は独自に調査委員会を設置することができる。この場合も、原則として被害者の同意を要する。

(協力義務)

第7条 ハラスメント問題の申立てがなされた場合には、当事者並びに調査対象にあたる部局及び構成員は、円滑に調査が実施できるよう当該調査を行う者に対し協力し、正当な理由なくこれを拒否してはならない。

(当事者への調査結果の通知)

第8条 委員会は、調査委員会の調査等の結果について、必要に応じて速やかに当事者に通知しなければならない。

(調査結果の扱い)

第9条 調査委員会の調査結果は、部局等が何らかの措置をとるために必要であると判断される限り、委員会は当該部局等の要請に基づいて開示できるものとする。

(事務の所管)

第10条 委員会の事務の所管は、大学経営課とする。

(その他)

第11条 この規程に定めるものの他、委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、学部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、2008年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、「関東学院大学セクシュアル・ハラスメント対策委員会規程」（平成11年12月16日付施行）は廃止する。

附 則

この規程は、2015年3月19日に改正し、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年2月6日から改正し、2020年4月1日から施行する。